

◎日本銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表  
 ○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通貨及び金融の調節の理念）</p> <p>第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて、雇用の安定を含む国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。</p> <p>（政府との関係等）</p> <p>第四条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。</p> <p>2  政府は、達成すべき物価の変動に係る目標を定め、これを日本銀行に指示するものとする。</p> <p>3  日本銀行は、前項の目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関して定める協定を政府との間で締結するものとする。</p> <p>4  日本銀行は、前項の協定で定めるところにより、第二項の目標の達成状況及び前項の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならない。</p>	<p>（通貨及び金融の調節の理念）</p> <p>第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。</p> <p>（政府との関係）</p> <p>第四条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。</p>

(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第四条第二項の目標に基づき同条第三項の協定において定める事項

二 第三十三条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更

三 七 [略]

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 十二 [略]

十三 第五十四条第二項の規定による報告の内容の決定、同条第三項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

十四 十六 [略]

3 [略]

(役員の解任)

第二十五条 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 第三十三条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更

二 六 [略]

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 十二 [略]

十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

十四 十六 [略]

3 [略]

(役員の身分保障)

第二十五条 日本銀行の役員(理事を除く。)は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 この法律の規定により処罰されたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあつては、委員会及び内閣）により認められたとき。

2| 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しな  
いと認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該役員を解任するこ  
とができる。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任  
しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の  
同意を得なければならない。

3| 第四条第二項の目標を達成することができなかった場合でも、日  
本銀行からその合理的な理由について説明があつたときは、前項の  
規定の適用はないものとする。

（国会への報告及び出席）

第五十四条 日本銀行は、第四条第三項の協定を締結したときは、速  
やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならない。

2| 日本銀行は、第四条第二項の目標の達成状況及び同条第三項の協  
定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告する  
とともに、説明をしなければならない。

3| 日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五  
条第一項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行

二 この法律の規定により処罰されたとき。

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監  
事にあつては、委員会及び内閣）により認められたとき。

2| 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合の  
いずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない  
い。

3| 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会か  
らその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任す  
ることができる。

（国会への報告及び出席）

第五十四条

日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五  
条第一項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行

った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

4 日本銀行は、前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。

5 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代理者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。

附 則

(資産の買入れ等を行うための基金等)

第一条の二 日本銀行は、当分の間、最近の経済及び金融の情勢等に鑑み、復興債（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に必要な資金を確保するために発行される国債をいう。）を含む国債、社債その他の資産の買入れ等を行うための基金を設け、かつ、当該基金について、政府との間で当該基金の規模並びに当該基金により買入れ等を行う資産の種類及びその買入れ等の規模に関する協定を締結し、当該協定に従って当該基金の適切な活用を図るものとする。

2 前項の協定において定める事項は、政策委員会の議決による。この場合において、第十七条第二項中「掲げる事項」とあるのは、「掲

った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

2 日本銀行は、前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。

3 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代理者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。

附 則

<p>げる事項（附則第一条の二第一項の協定において定める事項を含む。第五十四条第三項において同じ。）とする。</p>	<p>3            第四条第四項並びに第五十四条第一項及び第二項の規定は第一項の協定について、第十五条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定はこの項において準用する第五十四条第二項の規定による報告について、それぞれ準用する。</p>	<p>4            第一項の基金により買入れ等を行った資産についての財産目録及び貸借対照表に計上する価額は、財務省令で定めるところにより算定した取得原価とすることができる。</p>
--	--	--

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第一百三十条第二項、第一百三十一条第一項、第一百四十四条の四十五第二項、第一百四十四条の四十六第一項、第一百六十三条第一項及び第二項、第一百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百八十一</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第一百三十条第二項、第一百三十一条第一項、第一百四十四条の四十五第二項、第一百四十四条の四十六第一項、第一百六十三条第一項及び第二項、第一百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百八十一</p>



条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2  
く4 「略」

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二

条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2  
く4 「略」

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二

十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第一項の規定にかかわらず、日本銀行法第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第一項の規定にかかわらず、日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>35 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>35 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>3 第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項（とん税法第十条第一項（関税法等の準用）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十條（関税法の準用）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号（権限）の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>3 第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項（とん税法第十条第一項（関税法等の準用）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十條（関税法の準用）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号（権限）の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十七条の十四 第八十七条第一項（第四百一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十</u>五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十七条の十四 第八十七条第一項（第四百一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十</u>五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（利子税の割合の特例）</p> <p>第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>2 5 〔略〕</p>	<p>（利子税の割合の特例）</p> <p>第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>2 5 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴取）</p> <p>第二十条の九（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>659（略）</p>	<p>附則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴取）</p> <p>第二十条の九（略）</p> <p>254（略）</p> <p>5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>659（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>



改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>